

# 熊川三宅地区 地域計画

策定年月日	令和7年3月14日
更新年月日	
目標年度	令和17年度
市町村名(市町村コード)	若狭町( 501 )
地域名(地域内農業集落名)	熊川地区(熊川・新道) 三宅地区(仮屋・三宅・市場・井ノ口・天徳寺・神谷・日笠)

## 1 地域における農業の在り方

### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	219 ha
① 農業振興地域の内農用地区域の農地面積	192ha
② 田の面積	192ha
③ 畑の面積(果樹・茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の計	42ha
⑤ 区域内で、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の計	42ha
(参考) 区域内における60歳以上の農業者の農地面積の計	
うち後継者不在の農業者の農地面積の計	
(備考)	

### (2) 地域農業の現状と課題

#### [若狭町の現状と課題] (第二次若狭町総合計画(中期基本計画) より抜粋)

- 現状は米や梅、漁業などの第1次産業が中心である。
  - 生産者の高齢化などによる生産量が低下し、生産コストが増加している。
  - 社会環境・世界情勢の変化に伴う消費が落ち込んでいる。
  - 米や青梅などの一般家庭での消費の減少、担い手が不足している。
  - 県内最大の産地である福井梅のほか、日本三大葛である熊川葛、伝統野菜の山内かぶらの特産物があるか、世代への継承や生産者の育成販売促進が課題である。
  - 作ることに加え「売る・売れる」ことを意識した取り組みが必要である。
  - 多様な担い手農家が減少すれば農村集落は維持できない。
  - 環境保全型農業が余り進展していない。
- (耕作者の意見)
- 国の農政の課題---「長期的に展望を見据えた水田政策。過去に実施してきた施策を厳しく検証した上で次の一手を考える必要がある。将来の財政負担や持続可能性を踏まえ、継続性のある農政を現場は求めている」「猫の目農政、瞬き農政からの脱皮」「10年後の農政が確定しなければ農家は10年後の耕作は予測できない」
  - R6年産米の価格は大幅に上昇したが、一過性とならない価格制度を望む。

### 【熊川三宅地区の現状と課題】

- 担い手農家への集積率はR5には71%となっており、アンケート調査では多様な担い手農家の離農が更に進みつつあり、農村集落の農家数が減少して集落維持機能が低下する。
- 規模拡大が限界の担い手農家もあり、今後多様な担い手農家の離農が進展すると耕作者不足となり不耕作田の増加が懸念される。
- 特に条件が不利な山裾や集落内の小区画の水田の耕作の継続が困難となっている。拍車をかけるように獣害が発生している。
- S50年代に完了した圃場整備から50年が経過しており、水田に深みがあり再度水田基盤整備が必要な区域がある。
- 地区全体は自然圧パイプライン(熊川・新道・日笠???haはポンプアップ)が整備されており、「水田かんがい」は効率的である。
- 地区全域の山裾に獣害防止の恒久柵が設置してあるが、山や川から侵入により獣害の発生が完全に防止できない。(熊川・新道・日笠は獣害柵なし)
- 集落農業形態の1経営体(約50ha)が営農しているが、役員の高齢化に伴い円滑に継承ができるか不透明な現状である。
- 担い手農家と地権者の契約で賃料が決定されているが、個々での契約であり現状はバラバラの金額である。担い手農家では地区内で統一すべきとの要請がある。
- 水田の景観維持のために適正な時期に草刈りする必要があるが、担い手農家は規模拡大に伴い草刈り作業が過重となっている。現在集落単位の多面的機能活動で草刈りを実施しているが、集落間では活動の温度差もあり活動組織の見直しが課題である。

### (3) 地域における農業の将来の在り方

- 水稲栽培を主軸として、不耕作田を全く無くする。
- 担い手農家への集積率の上限を85%を目標とし、多様な担い手農家の離農を極力抑制し、適正な農村集落機能を維持していく。
- 耕作不利田の水田基盤整備を実施していく。
- 山沿いの電気柵が整備されていない熊川・新道・日笠集落に設置を促進する。
- 山裾に設置してある獣害防止の恒久柵の補修・更新を促進するとともに耕作田周辺に電気柵を設置し、二重対策で獣害を完全に防止する。
- 集落営農形態の経営体が適正に継続するために他地区の経営体と連携を深めていく。
- 利用権設定の賃料を地区内を統一し、水田の集約(交換)化を促進する。
- 地区内の水田を適正な景観と担い手農家への支援対策として、多面的機能活動組織を集落単位から地区全体とすることを検討する。
- 減農薬減化学肥料栽培や有機栽培を促進し、特に家庭菜園での有機栽培を推進していく。
- 多様な担い手農家の離農対策のために、新規就農者の育成に務める。

### (4) 農村集落の在り方

- 以前の農村集落では90%以上が農家であり、区民は米作りという共通の基盤があった。

- このため農道・水路整備などは普通に集落全体の総出作業であった。
- このため集落内の生活や行事は円滑に行われ、農村集落機能が十分に発揮されていた。
  - 現状の担い手農家への集積が71%であり、農家数が激減している。今後更に農家が減少する見通しである。他集落の担い手農家に全ての田を委託することとなれば、農道・水路が適正に管理されるか不透明である。
  - 現在の農家が1人でも多く継続できる大胆な対策を緊急講ずる必要がある。
  - 農業機械の更新が離農の時期となり、機械更新に対して大胆な支援措置が必要である。
  - また、機械の共同利用組合の設立に向けた支援も有効である。
  - 農家が多数存続されることによって、農村集落機能が適正に維持される。

#### (5) 地域全体で農地保全

- 多様な担い手農家の継続と同時に、米作りではなく家庭菜園農家を継続していくことも農地保全の視点からは大切である。
- 楽しく安全な野菜づくり(無農薬栽培など)運動を促進していく必要がある。

### 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

#### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- 農地バンクへの利用権設定を進めつつ、担い手農家への集約を促進する。集積率が71%となっている状況から多様な担い手農家の継続耕作できるような措置を講ずる。
- 離農で不耕作田ならないよう、円滑に担い手農家に移譲できるシステムを構築する。

#### (2) 担い手農家に対する農用地の集積に関する目標

- 現状の集積率は既に71%となっているため集積目標は85%を上限とし、今後は多様な担い手農家の耕作継続対策を進める。

#### (3) 農用地の集約化(団地化)に関する目標

- 効率的農作業のためには農道を挟み1ha以上の団地が必要である。
- 多様な担い手農家の耕作田は現況通りとし、担い手の耕作田を100%団地化とする。

### 3 農業者及び区域内の関係者が上記の目標を達成するためとるべき必要な措置

#### (1) 多様な担い手農家の継続対策

- 地区内水田の適正な保全のためには、多様な担い手農家の存続は不可欠である。
- 担い手農家への集積が加速度的に進行する現状から、現在の多様な担い手農家の継続対策が最も重要な課題である。
- 大胆な経済支援と共同作業組織の設立、農業機械のリースシステムの構築などの対策を早急に講ずる必要がある。多くの多様な担い手農家の離農は目前に迫っている。

#### (2) 農用地の集約化(団地化)の取り組

- 担い手農家の集約化(団地化)を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクへの利用権設定を進める。

- ・ 賃料の統一化により耕作田の交換を円滑に進める。
- ・ 耕作条件が均一となるように、水田の耕作条件改善事業を実施する。

### (3) 農用地の利用権設定と特定農作業受委託

- ・ 目標地図に基づき、早期に利用権を設定することに努める。
- ・ 利用権設定された受け手は、自ら耕作することが原則であるが、経営状況などから耕作ができない場合は、別の耕作者と特定農作業受委託契約を締結する。

### (4) 賃料の統一化

- ・ 地区内の賃料は0～5,000円/10aで、集約化(交換)促進には統一する事が必須である。
- ・ 現在の三宅土地改良区賦課金は水利費(1,700円/10a)経常賦課金(300円/10a)である。
- ・ 担い手農家の意見交換では統一賃料は今後検討協議していく。
- ・ 賃料は耕作者と地権者との合意により決定されるものであり、統一賃料は目安である。
- ・ 今後、土地改良施設(頭首工など)の更新事業実施が見込まれ賦課金が改定される。賦課金が改定されれば統一賃料も見直すこととなる。
- ・ 賃料を賦課金として耕作者が直納する手法は、今後の土地改良区の検討課題である。

### (5) 草刈り活動の広域化

- ・ 担い手農家の規模拡大の足かせの一つが「草刈り作業」である。
- ・ 担い手農家は、多面活動による排水路や農道の草刈りを切望している。
- ・ 現在の多面的機能支払交付金の活動組織は集落単位で実施されており、それぞれの集落での水田の草刈りについては温度差がある。
- ・ 地区全体で草刈り活動が取り組めば水田が適正に保全される。
- ・ 今後、多面的活動組織を地区全体に広域化し、併せて集落単位の活動も継続する2階建ての活動組織を検討協議する。
- ・ 近隣の事例として、「鳥羽地区」「宮川地区」「松永地区」がある。
- ・ H7から新たな5ヶ年計画がスタートする機会に7集落の広域化する活動組織の設立を協議する。

### (6) 水田基盤整備などの取り組

#### ① 日笠地区水田整備事業

A=30ha 地権者数=40人

中間管理機構関連基盤整備事業(R10-R15) --- 総事業費 約15億円・農家負担ゼロ

三宅土地改良区(日笠地区水田基盤整備事業促進協議会を設立)

R7-R8---地元調整(地権者の確定・100%利用権設定同意・事業区域の確定・要望活動)

R10---県単調査

R11---国調査設計

R12---着工

#### ② 仮屋地区水田基盤整備事業

A=4.5ha 地権者数=15人

農地耕作条件改善事業---総事業費 約1.3億円・農家負担ゼロ

事業要望

③ 水利施設の更新事業

老朽化する頭首工・パイプラインなどの水利施設の更新(延命化)を今後検討する。

④ 耕作条件改善事業

区画拡大・暗渠排水・深み解消などの耕作条件改善事業を進める。

⑤ 獣害対策事業

- 山裾に設置してある恒久柵の適正な維持管理を進めるとともに、損傷した柵の更新対策を進める。

- 川からの侵入に対しては電気柵で防止する。電気柵の町の支援を充実する。

⑥ 震堤対策

- 市場川・天徳寺川・日笠川の2箇所に北川震堤があり、洪水時には逆流により水田の湛水被害の発生が懸念されるため、震堤の閉鎖を河川管理者に要望している。

⑦ 田んぼダムの促進

- 田んぼダムは北川流域の治水対策に有効であり、積極的に促進していく。

⑧ その他

- 町内組織に加入していない若狭町外の耕作者との連携調整が必要である。
- 投機目的に農地を所有する町外の者の情報を、早期に把握し対策を講ずる。
- 今後不在地主が増加するが、円滑に相続されるように集落内での協議が必要である。

## (7) 経営体組織の連携

- 米価が不安定化している現状から、担い手農家の規模拡大による作業効率の向上も限界に達している。地区内の経営体が連携した対策が必要である。
- 集落農業組織の経営体があるが、後継者対策と将来の経営の不安も危惧されるため、統合も視野に入れて今後とも充分に連携していく。
- 地区内の水田を適正に耕作していくために、担い手農家の連携組織が必要である。

## (8) 未定田が40ha

- 目標地図では10年後の耕作が約束されない水田が41haとなっている。理由は耕作条件不利田であるや担い手農家の耕作限界などである。
- 今後は新規就農の取組と関係者の協議により水田基盤整備着手などの対策を講じる。

## (9) その他

① 家庭菜園での有機栽培の促進

- 不耕作田の防止には多様な担い手農家の耕作継続が必須である。継続には魅力ある農業が必要であり、自家消費する家庭菜園を有機栽培とする運動を進める。

② 新規就農者の促進

- 地域内外から新規就農者を募り、意向を踏まえながら担い手農家として育成していくため町と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。

- ・ 本計画により新規就農者を位置付ける。

### ③ ハウス園芸の促進

- ・ 野菜・花卉などのハウス園芸を促進し、水稻との複合経営を促進する。

### ④ 農振計画(農用地)の変更

- ・ 地域計画策定を機会に、優良農地である農振農用地の区域を見直す。

### ⑤ 米の生産調整の在り方

- ・ 国-県-町のルートで米の生産調整率が提示されるが、若狭町では三方地区と上中地区では異なった方式で各集落へ配分されているため、統一を検討協議する。

## 4 地域内の農業を担う者一覧

別紙

## 5 農業支援サービス事業体一覧

	事業体(名称・氏名)	作業内容	対象作物
1	JA福井県	農薬散布	水稻
2			
3			

## 6 現況耕作者地図

別紙

## 7 目標地図

別紙

## 8 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案特例)

農地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)	
(内訳)農用地の耕作者(担い手)	13人	
(内訳)農用地の耕作者(多様な担い手)	118人	

## 9 地域計画の見直し

- ・ 策定した地域計画は、10年後の農政が不透明であり10年後の農業経営が予測できない。
- ・ 本地域計画を現時点で関係者の合意により策定した。
- ・ 今後、3年毎に見直し、最終的な地域計画策定はR15となる。
- ・ 毎年4月に担い手農家との意見交換会を開催する。